名寄市北国博物館資料の収集・管理方針

令和８年４月 28 日策定

名寄市北国博物館

1　資料の収集・管理方針策定の目的

本方針は、名寄市北国博物館（以下、北国博物館）の運営方針において使命とされている、地域の生活文化を継承する拠点として資料の収集・管理を実施するにあたり必要な事項を定め、資料を適切に収集・管理することを目的とする。

2　博物館資料

本方針に基づき収集を要する博物館資料とは、北国博物館の調査研究、展示、教育普及活動、市民の閲覧等に供する次の資料をいう。

（1）地学に関する資料
（2）生物に関する資料
（3）考古に関する資料
（4）民族に関する資料
（5）生活に関する資料
（6）産業に関する資料
（7）文献記録に関する資料
（8）その他の資料

3　収集の対象とする博物館資料

（1）原則として来歴の明らかな資料を対象とする。ただし、資料の性質により、収集する必要性が認められる場合は対象とする。
（2）収集すべき博物館資料の時代的範囲は、地学的資料は地質時代から現在、その他の資料は先史時代から現在までとする。
（3）収集すべき博物館資料の地域的範囲は、主に名寄市地域（合併前の智恵文村、多寄村、風連町、旧名寄市含む、以下同じ）とする。ただし、資料に地域との関連性がある場合など、必要に応じて名寄市地域以外の資料についても対象とする。
（4）実物資料（一次資料）のほか、拓本・写真・複製品等の二次資料、映像や音源等の視聴覚資料、電磁的記録（デジタルデータ）も対象とする。
（5）重複する資料は原則として対象としないが、以下の場合には収集の対象とする。
　ア　長期間の展示に供する資料において、展示による劣化を防止するために同種の資料による展示替えを要する場合。
　イ　学術研究等の目的により系統的な収集が必要な場合。
　ウ　同一資料であっても、由緒・来歴が異なるため資料的な価値がある場合。
　エ　名寄市地域出身の芸術家等について、作品のコレクションを構成する場合。
　オ　その他、名寄市教育委員会が特に必要性を認める場合
（6）重点的に収集に取り組む対象とする資料は次の通りとする
　ア　北国博物館の中心テーマである冬・雪・寒さに係る生活・産業資料。

イ　散逸の恐れがあるアイヌ文化期、開拓期、戦時中に係る資料。

ウ　名寄市地域の文化において重要と考えられるアイヌ文化伝承者の北風磯吉、元力士の名寄岩、銅版画家の木原康行などに係る資料。

4　資料の収集方法

資料の収集は、個人又は団体からの寄贈、寄託、購入、名寄市の他部署からの移管等により行うものとする。

5　資料の保存管理

（1）収集した資料は、北国博物館の収蔵資料として台帳へ登録し、適宜、保存状態の記録管理を行うものとする。

（2）収集した資料を安全かつ良好な状態で保管するために、収蔵施設や設備を整備し、保存環境の管理を行うものとする。

6　資料の除籍

所蔵資料の除籍を行うにあたっては、対象とする資料について館内で十分に検討を行い、必要に応じて名寄市博物館協議会の意見を聴取した上で決定するものとする。除籍の対象とする資料は次のとおりとする。

（1）破損等により資料の価値が失われたと判断された資料。

（2）活用の見込みがない資料。

（3）他館等への移管により、一層の有効な活用が期待できると判断された資料。

（4）本方針が策定される以前に同一の資料を多数収蔵（おおむね10個以上）した場合、その一部の資料。